

大韓イエス教長老会（合神）と日本長老教会との宣教協約

神の助けにより私たちは以下のことを行う。

互いの幸いと平安のために祈ること、そして、愛と恵みの証人また推進者となること。ちょうど、使徒パウロがテサロニケ教会の聖徒たちに対してそのような存在であったように。

「私たちは、いつもあなたがすべてのために神に感謝し、祈りのときにあなたがたを覚え、絶えず、私たちの父なる神の御前に、あなたがたの信仰の働き、愛の労苦、主イエス・キリストへの望みの忍耐を思い起こしています。」（テサロニケ人への手紙第二 1：2～3）。

互いをよりよく知るために、喜びの時も悲しみの時も、私たちのそれぞれの教会の状況について連絡し合うこと。ちょうど、使徒パウロがコリントの会衆に行ったように。

「私は、あなたがたが十分に理解してくれることを望みます。あなたがたは、ある程度は、私たちを理解しているのですから、私たちの主イエスの日には、あなたがたが私たちの誇りであるように、私たちもあなたがたの誇りであるということを、さらに十分理解して下さるように望むのです。」（コリント人への手紙第二 1：13～14）。

信仰において互いに建て上げ合うという枠組みの中で、互いの教会を訪問し合うこと、また、神の栄光のために、互いの教会にとって益となるような兄弟関係を発展させること。ちょうど、使徒ヨハネが彼の愛した会衆に期待したように。

「あなたがたに書くべきことがたくさんありますが、紙と筆でしたくはありません。あなたがたのところに行って、顔を合わせて語りたいと思います。私たちの喜びが全たきものとなるためにです」（ヨハネの手紙第二 12）。

【協力宣教活動の領域】

大韓イエス教長老会（合神）は、日本長老教会との協議のもと、以下の宣教活動の分野で協力関係を具体化する。

1. 大韓イエス教長老会（合神）は、信仰理解が両教会と一致している者、すなわち、ウェストミンスター信仰基準と一致している主の僕を派遣する。その目的は、会衆の信仰の育成と強化である。
2. 大韓イエス教長老会（合神）は、日本長老教会の宣教活動の必要に応じて、宣教活動奉仕者を派遣する。その奉仕は、日本長老教会の指導のもとに行われる。

3. 大韓イエス教長老会（合神）は、日本長老教会の宣教活動の必要性を、大韓イエス教長老会（合神）の各個教会レベルに訴える。それは、双方の教会を強くするために、両教会の各個教会間の協力関係を発展させるためである。
4. 大韓イエス教長老会（合神）は、日本長老教会の宣教活動の必要性を、大韓イエス教長老会（合神）の各個教会と個人に知らせ続ける。それは、本宣教協約に従って、日本長老教会の宣教活動を助け、発展させるためである。
5. 大韓イエス教長老会（合神）は、資力が整えられた場合にのみ、上記に述べたような支援を日本長老教会に提供する。
6. 状況と事情が許す限り、日本長老教会は大韓イエス教長老会（合神）の代表者を日本に招待する。代表者は、大韓イエス教長老会（合神）について報告し、また、実施可能なところで宣教活動に関わる。

大韓イエス教長老会（合神）との協議のもと、日本長老教会は、以下の宣教活動の分野で協力関係を具体化する。

1. 日本長老教会は、韓国での宣教活動と福音の証しのため、とりわ、大韓イエス教長老会（合神）の宣教活動と福音の証しのために祈る。
2. 状況と事情が許す限り、日本長老教会は、日本における宣教活動の助けと発展のため、両教会によって承認された大韓イエス教長老会（合神）の短期・長期の宣教師を受け入れる。
3. 状況と事情が許す限り、大韓イエス教長老会（合神）は日本長老教会の代表者を韓国に招待する。代表者は、日本長老教会について報告し、また、実施可能なところで宣教活動に関わる。

この協力関係の合意は、大韓イエス教長老会（合神）と日本長老教会の双方の認識と承認に基づいて、将来のどの時にも変更することができる。

私たちの心からの望みは、この合意が私たちの主なる神の祝福となることである。

大韓イエス教長老会（合神）代表者（総会長） _____

日本長老教会 代表者（大会議長） _____

日付 _____